報告（1）

保育所等利用待機児童数について

1　待機児童数の推移

（単位：人）

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日
茨城県	373	672	382	807	516	850	386	796	345
水戸市	158	175	123	121	113	83	30	66	18

2　県内待機児童の状況

（単位：人）

市町村名	待　機　児　童　数		増　減
	平成31年4月1日	平成30年4月1日	
水戸市	18	30	▲ 12
土浦市	8	2	6
古河市	15	30	▲ 15
下妻市	11	2	9
常総市	4	5	▲ 1
常陸太田市	2	10	▲ 8
高萩市	3	0	3
取手市	15	11	4
牛久市	18	61	▲ 43
つくば市	131	116	15
ひたちなか市	25	0	25
鹿嶋市	3	5	▲ 2
守谷市	1	3	▲ 2
那珂市	13	27	▲ 14
筑西市	0	14	▲ 14
稲敷市	1	1	0
神栖市	3	10	▲ 7
つくばみらい市	33	17	16
東海村	9	1	8
美浦村	1	0	1
阿見町	31	41	▲ 10
合　　計	345	386	▲ 41

※平成30年４月1日現在及び平成31年4月1日現在において，待機児童のいない23市町村を除く。

報告（２）

幼児教育・保育の無償化について

１　概　　要

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する３歳児から５歳児及び住民税非課税世帯の０歳児から２歳児の保育料が無償化される。（児童の年齢は，４月１日時点での満年齢）

また，子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等の利用児童を対象とした施設等利用給付制度が創設される。

２　実施時期　　令和元年 10 月１日から

３　内　　容

（１）幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育事業を利用する児童

《無償化される費用》

①　全ての３歳児から５歳児の保育料が無償化

※満３歳入園を行う幼稚園，認定こども園（幼稚園機能部分）は，満３歳児も無償化。

※新制度未移行幼稚園は月額 25,700 円，国立大学附属幼稚園は月額 8,700 円を上限に無償化。

②　住民税非課税世帯の０歳児から２歳児の保育料が無償化

《無償化対象外の費用》

給食費，教材費，行事費，通園送迎費，延長保育料金等

（２）幼稚園，認定こども園の預かり保育を利用する児童

《無償化される要件》

・就労等の事由による「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けていること。

・満３歳児については，上記に加え，住民税非課税世帯であること。

年齢区分	無償化される要件	無償化上限額（月額）
３・４・５歳児 （４月１日時点での満年齢）	施設等利用給付認定	11,300 円まで （450 円×利用日数）
満３歳児 （４月２日以降に満３歳に達した児童）	施設等利用給付認定 住民税非課税世帯	16,300 円まで （450 円×利用日数）

（３）認可外保育施設等を利用する児童

《対象となる施設・事業》

・認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認可外保育施設については，都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たす施設が対象（ただし，経過措置として５年間は国が定める基準を満たしていない施設も対象）

《無償化される要件》

・就労等の事由による「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けていること。

・幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育事業，企業主導型保育事業を利用していないこと。

年齢区分	無償化される要件	無償化上限額（月額）
３・４・５歳児 （４月１日時点での満年齢）	施設等利用給付認定	37,000 円まで
０・１・２歳児 （４月１日時点での満年齢）	施設等利用給付認定 住民税非課税世帯	42,000 円まで

（４）就学前の児童発達支援等を利用する児童

・全ての３歳児から５歳児の利用料が無償化

※幼稚園，保育所，認定こども園等と併用する場合も，無償化の対象となる。

４　給食費の取扱い（子ども・子育て支援新制度の施設）

給食費は従来の保護者負担の考え方を維持し，無償化の対象外となる。

（１）給食費の徴収方法

区分	給食費の内訳	現行の徴収方法	無償化後の徴収方法
教育認定の３・４・５歳児	主食費	実費徴収	現行のとおり
※幼稚園，認定こども園(幼稚園機能部分)利用	副食費	実費徴収	現行のとおり
保育認定の３・４・５歳児	主食費	実費徴収	現行のとおり
※保育所，認定こども園(保育所機能部分)利用	副食費	保育料に含めて徴収	**実費徴収**
保育認定の０・１・２歳児	主食費	保育料に含めて徴収	現行のとおり
※保育所，地域型保育事業利用	副食費	保育料に含めて徴収	現行のとおり

【保育認定の３・４・５歳児の給食費徴収方法のイメージ】

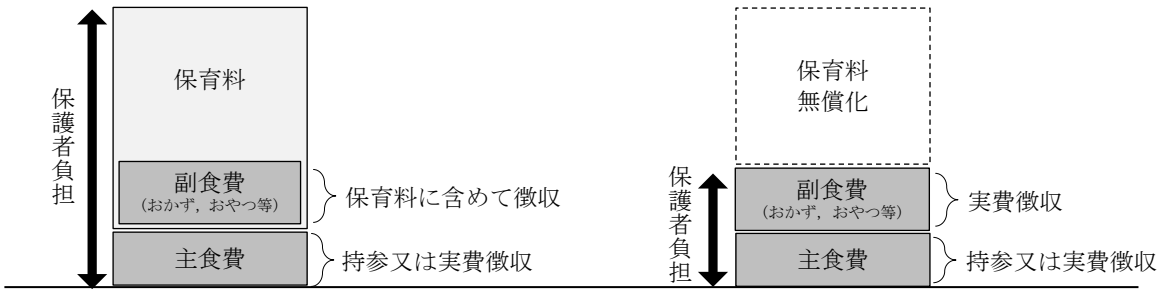

（現行の徴収方法）　　（無償化後の徴収方法）

（２）副食費（おかず，おやつ等）の徴収免除

《免除対象者》

・幼稚園，保育所，認定こども園を利用し，次のいずれかに該当する３・４・５歳児

①　年収 360 万円未満相当世帯の児童

②　所得階層にかかわらず，第３子以降の児童（教育認定は，小学校１年～３年生または保育所等を利用する兄姉が２人以上いること。保育認定は，保育所等を利用する兄姉が２人以上いること。）

・免除対象者の副食費は，施設型給付における加算により公費負担とする。

①　教育認定の児童　月額 4,500 円×（当月の給食実施日数÷基準日数）

②　保育認定の児童　月額 4,500 円

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和元年８月１日現在

区　分	日　時	場　所	備　考
第54回水戸市教育研究発表大会	令和元年８月６日（火） 受　付　午前８時20分から 分科会　午前８時40分から	総合教育研究所　他	
第４回教育委員会定例会	令和元年８月20日（火） 午後５時から	水戸市役所　３階 会議室303・304	
第５回教育委員会定例会	令和元年10月３日（木） **午後５時30分から**	水戸市役所　３階 会議室303・304	**※時間が変更になりました。**
第６回教育委員会定例会	**令和元年11月８日（金） 午後５時から**	**水戸市役所　３階 教育委員会室**	**※年間の予定表では11月７日（木）でしたが，変更になります。**

※ゴシック体は，追加日程です。